

周南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

周南市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年周南市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する必要があるときは、災害弔慰金等支給審査委員会を置くことができる。

- 2 災害弔慰金等支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日から適用する。